

平成18年第2回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 議 平成18年 6月23日 午前10:00

○閉 会 午後 0:00

○出席議員（22名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 成田進	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦
16番 菅原久和	17番 中川光博	18番 村井政克
19番 大谷貞廣	20番 西村武	21番 堀井克見
22番 藤原幸作		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	石川光男	教育長	小林洋
総務部長	大越宏	企画部長	鐙利行
産業建設部長	伊藤賢志	市民生活部長	菅生一也
福祉保健部長	門間鋼悦	教育次長	山平東
総務課長	鈴木公悦	総合政策課長	鈴木司
財政課長	澤井昭	税務課長	伊藤正
産業課長	山口義光	建設課長	鈴木利美
都市整備課長	鎌田洋一	会計課長	櫻庭新悦
収納課長	中泉作右衛門	追分出張所長	櫻庭久俊
財政課長待遇	三浦喜博	下水道課長	藤原貞雄
水道課長	小林健一	総務学事課長	佐藤磐
市民課長兼飯田川庁舎 総合窓口センター長	宮田隆悦	社会福祉課長	児玉俊幸
農業委員会事務局長	鈴木久雄	幼児教育課長	田仲茂隆

生活環境課長	鈴木 鋼 生	健康課長	川 上 秀佐男
生涯学習課長	丸 谷 昇	スポーツ振興課長	根 一
国体事務局長	菅 原 徳 志	高齢福祉課長	門 間 裕 一
昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木 博 信	天王庁舎総合窓口センター長	伊 藤 清 孝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野 耕 二	議会事務局課長待遇	伊 藤 正 吉
--------	---------	-----------	---------

平成18年第2回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成18年6月23日（4日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第59号 潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例（案）について
- 日程第 2 議案第60号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第61号 潟上市工場設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第62号 潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第63号 潟上市総合発展計画基本構想（案）について
- 日程第 6 議案第67号 平成18年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 7 議案第68号 平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 8 議案第69号 平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 9 請願・陳情について
- 日程第10 各常任委員長の報告
総務委員長
社会厚生委員長
産業建設委員長
文教委員長
- 日程第11 井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員の選挙について
- 日程第12 発議第2号男女共同参画かたがみ宣言に関する決議について
- 日程第13 発議第3号潟上市議会会派規程（案）について
- 日程第14 議員派遣の件について

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいま議場は26度弱でございますが、議員の皆様、説明員の皆様も上着を取っても結構でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

開会前ですが、産業建設部長より報告事項がありますので、これを許可します。部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） おはようございます。

皆様のお手元に産業建設委員を除いた皆さん全員でございますけれども、潟上市都市計画基本方針にかかわる調査概要版、それから潟上市下水道基本構想計画概要書と、それから水道事業基本構備の概要版がいつておるとお思います。いずれも今後、都市計画マスタープラン策定にかかわる重要プロジェクトでございますして、昨年度、下水道課、それから水道課において調査・策定したものでございます。都市計画にかかわる現況の概要版については、今後、今年もまたこのまま進めていくということでございます。

それから道路、それから都市計画街路網については、都市計画マスタープラン策定と同時に進めていきたいとお思います。

いずれも重要プロジェクトですので、皆様、今後の参考にさせていただきたいとお思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第2回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、議案第59号 潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例（案）についてから 日程第9、請願・陳情について】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議案第59号から日程第9、請願・陳情までを一括議題とします。

議題の朗読を省略します。

【日程第10、各常任委員件の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第10、これより各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまで

の審査の経過と結果について報告を求めます。

報告の順序は、総務常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会、文教常任委員会の順に行います。

最初に総務常任委員会の報告を求めます。総務常任委員長伊藤栄悦議員。15番。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（伊藤栄悦） おはようございます。

それでは、平成18年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

審査年月日、平成18年6月20日。出席委員、委員6名全員です。説明当局からは総務部長、企画部長、議会事務局長、各関係課長。書記には企画部総合政策課工藤勝弘さんからお願い致しました。

審査の経過と結果について申し上げます。

議案第67号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（案）について申し上げます。

歳入について申し上げます。

18款1項の繰越金の補正額は1億831万2,000円で、補正後の金額は3億831万2,000円計上しております。

19款5項雑入については、自治総合センターコミュニティ助成金の250万円と市有建物共済災害共済金の49万1,000円の増額を計上しております。

20款1項市債は、3目土木債の道路改良事業債6,060万円、6目消防債の防災行政無線設置事業債9,750万円、7目教育債の追分小学校体育館増改修事業債1億630万円を計上しております。

歳出について主なものを申し上げます。

1款議会費の補正額は124万1,000円の減であります。人事異動による人件費が主なものであります。普通旅費の324万円の増額は、議員視察研修費と3地区のふるさと会参加旅費によるものであります。

委員からは、議会事務局の職員1名減により議会運営に支障はないのかとの質問があり、当局から、今年度開催される秋田県種苗交換会の対応として種苗交換会推進班の人員確保や定員適正計画等により事務局としても大変厳しいが、4人の事務体制で頑張っていくとの回答がありました。

2款総務費1項総務管理費の一般管理費、広報費、会計管理費、財産管理費、企画振

興費および2款総務費2項徴税費の賦課管理費、収納対策費の補正は、人事異動による人件費が主なものであります。

委員からは、人事異動による職員減の質問があり、今年度開催されるイベント対応による全体での人員確保と選挙が一段落したためとの回答がありました。

また、補正予算における全体の人件費の額はどの質問があり、全体の人件費総額では、一般会計・特別会計を含め約2,746万1,000円が減額になるとの回答がありました。

本案は全会一致で原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号、勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書提出の陳情について申し上げます。

継続審査されていた件ではありますが、国の税制審議が確定していないため、国・県の動向を今しばらく注視する必要があることから、賛成多数をもって継続審査とすることに決しました。

陳情第10号、地方交付税制度の財源保証機能を堅持し、充実される陳情書について申し上げます。

この件につきましても国・県の動向を今しばらく注視する必要があることから、賛成多数をもって継続審査とすることに決しました。

陳情第11号、住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情について申し上げます。

この件につきましても国・県の動向を今しばらく注視する必要があることから、賛成多数をもって継続審査とすることに決しました。

以上を申し述べて総務常任委員会の報告と致します。

報告を終わります。

○議長（藤原幸作） これで総務常任委員会の報告を終わります。

これから議案の審議に入りますが、審議についてはご承知のとおり、ただいま報告されました委員長への質問ですのでお願いします。

また、各補正予算案につきましては、質疑・討論までとし、採決につきましては後でまとめて行います。

なお、条例案・陳情につきましては、採決まで行います。

ただいま総務委員長より報告のありました議案第67号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） ただいま総務委員長からの報告でありますけれども、報告の3ページに20款の市債、この額については特例債というふうなことで聞いておりますけれども、特例債について総務委員会としてどのような当局からの見解と、今後の市債の発行等についてどういう考えをもっているか、その辺についてお聞きしたかどうか、ご報告いただきたいと思えます。

それから、議会費の補正が124万1,000円の減であるが、これは人事異動による人件費だということで、普通旅費の324万円の増額は議員視察研修だと。初日に議員視察研修の先進地を研修するという何か書類があったんですけれども、どういういきさつでこの初年度に、新しく議員が22名選良が選ばれて、最初からこの研修をするのか、そうすると毎年やるのか、どういうふうなことになるのか、その辺の話し合いがどういうふうな結果でなっているのか、総務と建設が一緒、文教と社会厚生が一緒というふうなそういうこともですね全体でお話し合いするなりですね事前のお話があって、議員一人一人の考えもあると思えますので、いかがなものかということでちょっとそのへんの詳細にわたってご報告いただきたいと。

それから、人事異動による先ほどいくらですか、人事異動で総額で一般会計・特別会計を含め約2,746万1,000円が減額になるとの回答があったということですが、3月の定例会ではそうじゃなくて、国の人事院の勧告によって給与の引き下げを4.8%やると数1,000万円の減になるんだけれども、3町の職員の賃金を均すために増になるんだと。結果的には1,000万円ほどの増になるというふうな話だったので、そのへんのところを簡単にこういうふうに報告してありますけれども、もう少しですね詳しくご報告、委員会での審査の内容をですね報告いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 15番。

○総務常任委員長（伊藤栄悦） 第1点でございますけれども、第1点のこの市債の件ですけれども、これは大綱説明で説明したとおりでございます。それで、20款の1項市債は、これは5ページのところと同じものでございます。説明では、これは道路改良事業債と、それから防災無線のこの事業債、それから追分小学校増改修の事業債ということで、これは95%合併特例債でやると、こういうふうなことで説明がありましたので、これはそのとおりでございます。

それから2番めですけれども、議会の方のことですが、これは質問がございました。

これはこういう質問です。議員研修は毎年か隔年で実施するのかと、こういうふうな質問がございまして、これは議会事務局長、これは回答としまして、今後、議員の皆さんと協議してまいりますけれども、事務局では毎年実施を考えておりますと、こういうふうなことでございます。それ以外のことは、この今説明した内容のとおりでございます。

それから、先ほど研修についてどうということをお伺いしたけれども、これは所管の外のことで、議長さんの方にお伺いしていただきたいと思っております。

それから3番めですけれども、人件費ということでありまして、これあのちょっと聞き漏らしたところもありますので、もう一度お願いしたいのですが、宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 2番。

○2番（戸田俊樹） 3月の定例会で、定例議会で人件費、職員の人件費の総額についてどういう状況になっているということで本会議かで話し合いされたのですが、その段階では人勧の4.8%、国家公務員並みに減ずるという条例ができたわけですから、しかしながら3町の職員の格差が、賃金格差があるので、これを調整しなきゃいけないので1,000万円ほどふえるんだというふうな報告があったので、総務委員会としてはこの今回の3月定例会の以降の4月1日付けの人事異動に伴って、各市長部局ならびに教育委員会とか農業委員会は違うんですけれども、そういうところでの特別会計の人事も違いますけれども、そのところをもう少しですね総務委員会としては突っ込んだ話し合いをして、単純にこういうふうな報告でなくて、ない方がいいんじゃないかというふうな私の意見です。

おわかりになりませんか。言ってること。

○議長（藤原幸作） 15番。

○総務常任委員長（伊藤栄悦） これは戸田議員が今話されたことでありますけれども、これは昇給・昇格ということでそういうふうな経過になっております、額としては。そういうことであります。その額がどの程度かというはっきりしたことは委員会では審議致しませんでした。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 2番、よろしいですか。

○2番（戸田俊樹） はい。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。11番。

○11番(藤原典男) 11番藤原典男でございます。

今回の一般会計補正予算については、市民生活にかかわる大事な予算として私は賛成致します。

しかし、議会費の中に議員視察研修費があります。日程もほぼ決まったようです。これは市民から見て、議員視察研修がどう映っているのかということも私たち判断しなければいけないと思います。毎年行くとすれば、市民より批判がくると思いますし、私はこの議員研修については、少なくとも隔年で行うべきだと、そういうふうな立場から、来年度については行わない、今年度分については賛成するというふうな立場で一般会計補正予算に賛成致します。

以上です。

(「議長、議事運営でございます。」の声あり)

○議長(藤原幸作) はい、どうぞ。

○6番(藤原幸雄) 藤原典男議員は、総務委員会で同じようなことをして反対をしております。そのことがまた本会議で同じようなことをするということが、はたしてこの議事運営上どういうものなのか、私は疑義があると思います。そこで、この取り扱いを議会運営委員会で対応したいと思いますので、暫時休憩をお願いします。

○議長(藤原幸作) 暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

.....
午前10時21分 再開

○議長(藤原幸作) 再開します。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第2号の勤労者、国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書提出の陳情について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第2号について、総務常任委員長の報告は継続です。

これより採決致します。陳情第2号について、継続することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって、陳情第2号は継続することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第10号の地方交付税制度の財源保証機能を堅持し、充実させる陳情書について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第10号について、総務常任委員長の報告は継続です。

これより採決致します。陳情第10号について、継続することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって、陳情第10号は継続することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第11号の住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情書について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第11号について、総務委員長の報告は継続です。

これより採決致します。陳情第11号について、継続することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって、陳情第11号は継続することに決定致しました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。社会厚生委員長、14番。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 平成18年第2回定例会で社会厚生常任委員会に付託されました議案について、会議規則第102条の規定により報告を致します。

審査年月日、平成18年6月20日。出席委員、菅原久和、戸田俊樹、成田進、佐藤幸孝、藤原幸作、伊藤博。説明当局、福祉保健部長、市民生活部長、各関係課長。議案第60号審査に当たっては税務課長。書記は、福祉保健部健康課筒井弥生さん。

審査の経過と結果について。

議案第59号、潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例（案）について。

本条例は障害者自立支援法第15条の規定による審査会を設置し、同法第16条第1項の規定に基づき委員の定数を定める必要があるため、関係条例を制定するものです。

また、本条例は障害者自立支援法施行に伴い障害者程度区分および支給要否決定に関する業務を行うため、審査会を設置する必要があることから、本案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第60号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は国民健康保険税について、医療費の動向および所得の状況等を勘案しながら税率の均一化を図るため段階的に調整することに伴い、条例の関係部分を改正するものです。

当局からは、激変緩和策として平成22年度までに統一したいとの説明がありました。

本案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第67号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）の付託された関係項目について。

歳入。

19款5項雑入の鉄くず等売却代は、クリーンセンターからの処理後の鉄くずが今年度

から有償提供されることに伴う売却代金です。

有償提供の時期について、当局から年間を通じて安定した処理が行えるか協議を重ねた結果との説明がありました。

20款1項市債の消防債は、防災行政無線設置事業債で、総事業費の95%を充当し、合併特例債を充てるものです。

歳出。

補正予算中、人件費にかかわるものは人事異動および育児休暇取得等に伴うものと当局から説明がありました。

3款1項社会福祉費の障害者福祉費は、障害者自立支援法に伴う障害者認定審査会委員5人分の報酬および費用弁償です。

4款1項保健衛生費の精神保健費、19節の精神障害者居宅支援事業補助金は、障害者自立支援法に伴うもので、20節扶助費、精神障害者介護給付費と精神障害者訓練等給付費へ組み替え措置するものです。

審査会対象者数について当局から身体障害者、知的障害者および精神障害者、合わせて129人との説明がありました。

4款2項清掃費のクリーンセンター費、鉄くず処理委託料は、鉄くずの有償提供により今年度から委託料を減額するものです。

9款1項消防費の災害対策費、15節工事請負費は防災行政無線設置工事によるもので、昭和地区および飯田川地区に子局30基分と公共施設、消防団幹部の個別受信機45個分設置に伴うものです。

昭和地区ならびに飯田川地区の防災無線配備計画について、当局から電波調査等は十分に行われており、設置後もメンテナンス等で調整していく、との説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第3号、社会保障制度の一体的改革を求める意見書提出の陳情について。

本件は、継続審査になっていたもので、改めて慎重審査した結果、社会保障制度の一体的改革は現状に即し今後も改革が必要であることから、願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第7号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情について。

本件は、「みなし弁済」や特例金利等により近年、顕著化している多重債務等の社会的トラブルが多発していることを考慮すれば、法律改正も必要と考えられることから願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第8号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情について。

本件は、陳情第7号と同趣旨の陳情であり、みなし採択と決しました。

陳情第13号、最低保障年金制度の創設を求める陳情について。

本件は、陳情内容にある指定都市市長会の提案内容等についてさらに調査が必要なこと、基礎年金の国庫負担割合等についても今後十分な調査を行い慎重に審議する必要があることから、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会審査報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで社会厚生常任委員会の報告を終わります。

ただいま社会厚生委員長より報告のありました議案第59号、潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） どうも委員長、ご苦労さまです。

2点についてお伺い致します。

1つは、この税率改正に伴って、単年度ごとの税率改正の目標があるのかということ

と、最終的な案については当局の案をもっているのかと、そこら辺もし審議してありましたらお知らせお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 藤原議員の質問にお答えを致します。

この条例案につきましては、今ご質問のところが委員会で審査されております。

1つめの単年度の改正の数値というもの、それから2つめの最終的な当局のもっている数値というものですが、数値は結論から申しますと、数値は今のところありません。というのは、この国民保険税の改正につきましては、毎年の医療費の動向が一番大きな数字の基礎になっております。それに医療費の動向、それから制度の改正、それから医療報酬点数の改正等が加わって、毎年目標数値を持っていてもそれが変化するというふうな動向なものですから、毎年数字が変化する。

それから、この国民健康保険税につきましては、前年度所得に対する課税ということになっておりますので、数字的には一年遅れといいますか、前の年の数字を見なければならぬということ、ある意味、確定数値を持って料率計算をしなければならないというふうな側面がありますので、激変緩和策をもって5年以内に、22年度までにといいことですが、各年度ごとの目標数値を設定することは非常に先ほど言いました理由から困難であるということですが、22年の限度までには統一を図りたいという当局からの説明と委員会の審査でした。

○議長（藤原幸作） 11番、よろしいですか。

○11番（藤原典男） 了解。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、委員長報告の陳情第3号の社会保障制度の一体的改革を求める意見書提出の陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第3号について、社会厚生委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第3号について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって、陳情第3号は、採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第7号の出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第7号について、社会厚生常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第7号について採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。よって、陳情第7号は、採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第8号の出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情についてお諮り致します。本陳情につきましては、先に議決した陳情第7号と同趣旨のものでありますので、これと同一の議決をしたものとし、社会厚生常任委員会においては、みなし採択と致しております。委員長報告のとおり、陳情第8号をみなし採択することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認め、さよう決定しました。

次に、委員長報告の陳情第13号の最低保障年金制度の創設を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第13号について、社会厚生常任委員長の報告は継続です。

これより採決致します。陳情第13号について継続することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。よって、陳情第13号は、継続することに決定致しました。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。産業建設委員長。3番。

【産業建設常任委員会の報告】

○産業建設常任委員長(児玉春雄) 産業建設常任委員会審査報告書。

平成18年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告を致します。

一、審査年月日。平成18年6月20日。

一、出席委員。佐藤義久、澤井昭二郎、赤平末次郎、佐藤昇、私児玉の5名です。

一、説明当局。産業建設部長、各関係局課長。

一、書記。水道局水道課、川上さんをお願いをしております。

審査の経過と結果について申し上げます。

議案第61号、潟上市工場設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

本条例は奨励措置の対象企業となる業種の幅を拡充し企業誘致を促進するために関係部分を改正するものであります。

委員からは、潟上市の企業誘致の場所であり既存の工場等の把握、地元雇用の拡大等についての質問があり、当局からは工場誘致に対する取り組み、業種、雇用の拡大等推進していくとの回答がありました。

慎重審議の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第62号、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

本条例は、ふれあい交流センターに岩盤浴ベッドの導入等による施設の利用効率を図るために関係部分を改正するものであります。

委員からは、利用開始時期、利用料等についての質問があり、当局からは7月末には利用できるようになることと岩盤浴導入のPRに努め利用率の向上に努めるとの回答がありました。

慎重審議の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第67号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

歳入について申し上げます。

13款2項土木費国庫補助金は7,809万9,000円、20款1項市債は6,060万の補正であります。

歳出について主なものを申し上げます。

6款1項農業費の農業振興費は豪雪災害農業施設復旧支援事業費補助金766万9,000円であります。

委員からは豪雪災害復旧の調査、取りまとめ、今後の対応等について質問があり、当局からは調査方法、補助申請等適正に対応し被災農家の財政的な負担を軽減するとの回

答がありました。

8款2項道路橋梁費2億1,190万2,000円は道路維持費1億823万2,000円、道路新設改良費1億367万円、4項都市計画費3,398万7,000円が主なものであります。

委員からは工事箇所の確認、物件補償箇所の確認、維持補修計画についての質問があり、当局からは新設・改良工事箇所の説明、維持補修費は年次計画で継続して実施していくとの回答がありました。

また、委員からは国土利用計画や都市利用計画など諸々の計画に対し今後の潟上市の将来像を描けるように常任委員会で研修会を行うよう要望があり、当局からは委員会で研修会等実施していくとの回答がありました。

慎重審議の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第68号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ338万6,000円を補正するものであります。

歳入について申し上げます。

6款1項繰越金の前年度繰越金48万6,000円、8款1項下水道債の合併処理浄化槽事業債290万円であります。

歳出について申し上げます。

1款1項事業費の338万6,000円は申込者の増による工事請負費で当初20件を22件とするものであります。

委員からは合併処理浄化槽の人槽の基準、積算についての質問があり、当局からは設置人槽の積算基準と人槽の内訳について回答がありました。

慎重審議の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第69号、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について。

収益的収支について申し上げます。

収益的支出1款1項営業費用100万2,000円であります。

資本的収支について申し上げます。

資本的収入1款1項企業債5,500万円、4項国庫補助金1,804万円、資本的支出1款1項建設改良費8,766万円であります。

委員からは布設替えする配水管の口径、固定資産についての質問があり、当局からは配水管の大半を占めている口径と固定資産の内訳について回答がありました。

慎重審議の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて陳情第5号、道路改良・舗装工事について（天王字北野325-2、327-9、327-16、327-18）について申し上げます。

この件につきましては、現状が行き止まり道路で回転広場を設けるなど指導し、諸条件の整備をする必要があることから、全会一致で継続審査とすることに決しました。

陳情第6号、違法伐採問題への対応強化を求める陳情書の提出について。

この件につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第9号、「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書。

この件につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第12号、道路整備、雨水排水、舗装工事、側溝新設について（天王字追分50，他）

この件につきましては、住民の利便性を考慮し採択の意見もありましたが、隣接する所有者からの同意を得るなどの諸条件の整備をする必要があることから、全会一致で継続審査とすることに決しました。

以上申し述べて産業建設常任委員会の報告と致します。

終わります。

○議長（藤原幸作） これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

ただいま産業建設委員長より報告のありました議案第61号、潟上市工場設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。4番。

○4番（成田 進） 委員長、どうもご苦労さまです。隣でいて誠に申しわけございませんが、1点だけお伺いをしたいと思います。

といいますのは、6款1項の豪雪災害農業施設復旧支援事業の関連でございますけれども、766万9,000円ほど復旧支援事業ということで、これは3分の1の助成というふうにお伺いしておりますけれども、この被害実態と申しますか、作物被害があったのかどうか、委員会で話が出たものかどうかですね、あわせて共済との関連がどうであったのか、そこいらへんの話し合いも審査の過程でなされたのかどうか参考までにお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 成田議員にお答え致します。

この766万云々は、パイプハウス、それからガラスハウス、そういうものが主なものでございます。個々のいろいろな成田議員の質問のようなことは、あまり審査しなかったように思います。

○議長（藤原幸作） 4番、よろしいですか。

○4番（成田 進） はい、了解。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、議案第68号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、議案第69号、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、委員長報告の陳情第5号の道路改良・舗装工事について（天王字北野325-2、327-9、327-16、327-18）質疑を行います。質疑ありませんか。17番。

○17番（中川光博） お疲れ様です。

陳情第5号でちょっと確認ですが、ここに回転広場を設けるなど指導し、諸条件の整備をする必要があることからというふうに記入ありますけれども、この辺りの諸条件の整備というのはどういう条件なのかちょっと教えていただければと思います。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 道路認定の要件は、基本的には5メートルでありま

すが、4メートルでもやむを得ない場合があります。ただし、行き止まり道路には回転広場を設けなければならないという要綱があり、今までも行き止まり道路には回転広場を設けるよう当局では常に指導しているとの答弁でございました。

よろしいでしょうか。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第5号について、産業建設常任委員長の報告は継続です。

これより採決致します。陳情第5号について継続することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって、陳情第5号は、継続することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第6号の違法伐採問題への対応強化を求める陳情書の提出について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第6号について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第6号について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって、陳情第6号は、採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第9号の「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第9号について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第9号について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって、陳情第9号は、採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第12号の道路整備、雨水排水、舗装工事、側溝新設について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第12号について、産業建設常任委員長の報告は継続です。

これより採決致します。陳情第12号について継続することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって、陳情第12号は、継続することに決定致しました。

暫時休憩します。再開は11時10分とします。

午前11時00分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、文教常任委員会の報告を求めます。文教委員長。7番。

【文教常任委員会の報告】

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） 文教常任委員会審査報告書。

平成18年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規

定により、報告致します。

審査年月日、平成18年6月20日。出席委員、小林 悟、村井政克、西村 武、大谷貞廣、佐藤恵佐雄。説明当局、教育長、教育次長、各関係課局長。書記には教育委員会総務学事課 鎌田雅樹さんを指名致しております。

審査の経過と結果について申し上げます。

議案第67号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

歳入について申し上げます。

13款2項5目教育費国庫補助金3,938万7,000円は、追分小学校体育館の大規模改造工事にかかわる安心・安全な学校づくり交付金2,113万2,000円と追分小学校体育館の増築工事にかかわる学校施設新增築事業補助金1,825万5,000円であります。

14款3項7目教育費委託金5万7,000円の減は、子どもと親の相談員活用調査研究委託金が申請しておりました天王小学校と飯田川小学校の2校が採択になったことによる32万3,000円の増と、心の教室相談員活用調査研究費委託金が申請しておりました天王南中学校が不採択になったことにより38万円の減であります。

委員からは、不採択になった天王南中学校の今後の対応をどうするのかという質問があり、当局からは一般財源で対応するという回答がありました。

20款1項7目教育債1億630万円は、追分小学校体育館の大規模改造及び増築工事に関わる追分小学校体育館増改修事業債であります。

歳出について申し上げます。

3款1項9目介護予防センター管理費の修繕料26万9,000円は、介護予防センターの外壁の修繕であります。

3款2項4目児童館費の修繕料96万7,000円は、大久保児童館のトイレの水洗化と若竹児童センタートイレと13節委託料の組み替えに関わるものであります。

同じく委託料9万5,000円の減は、修繕料への組み替えによるものであります。

3款2項5目保育園費の賃金1,162万円は、正職員の退職等による臨時保育士8人の増と、同じく正職員が学校に異動したことによる臨時給食調理員1人分の増によるものであります。

委員からは、保育所における増えている臨時職員の今後の対応についての質問があり、当局からは正職員が退職になっても正職員の補充が難しく臨時職員で対応しているが、

今後は正職員の配置を要望していきたいという回答がありました。

10款1項2目事業局費の消耗品45万7,000円は、スクールガードボランティア750人分の腕章の購入費であります。

同じく役務費42万2,000円は、スクールガードボランティア750人分とスクールガードリーダー2人分の保険料であります。

委員からは、スクールガードボランティアの合計850人は多いのか少ないのかとの質問があり、当局からは各学校間には差があるようだがそれなりの人数であると認識しているが、今後もう少し増えるものと思っているという回答がありました。

また、児童が学校から帰る時間は同じかとの質問があり、当局からは低学年と高学年に分けて集団下校を行っているという回答がありました。

10款2項1目学校管理費の報償費31万4,000円は、子どもと親の相談員の謝礼であります。

同じく修繕料316万3,000円は、天王小学校給食室棟の下水管の改修、出戸小学校のプール排水管漏洩修理、豊川小学校の雪害による煙突修理、東瑚小学校、追分小学校の屋根の修繕が主なものであります。

同じく委託料583万6,000円は、各小学校のトイレ清掃委託料と豊川小学校改築基本設計委託料であります。

同じく工事請負費1億4,985万6,000円は、追分小学校体育館の増改修工事費であります。

委員からは、豊川小学校の改築について地域住民の意見を聞きながら進めるという説明であったが、その内容についての質問があり、当局からは学校に対して豊川コミュニティ、PTAと相談して欲しいとお願いしており、その結果を踏まえて検討していきたいという回答がありました。

また、将来の児童数についての質問があり、当局からはだんだん減ってきており、平成20年度には複式学級となる学年が出てくることが予想されるという回答がありました。

また、修繕全体に関連して屋根のペンキ塗装等を要する学校についての今後の対応についての質問があり、当局からは年次計画で要望していきたいという回答がありました。

10款2項2目教育振興費の備品購入費4万5,000円は、追分小学校の難聴の児童が普通教室や体育館での授業に必要な携帯型受信機の購入費であります。

同じく負担金補助及び交付金15万円は、豊川小学校130周年記念事業補助金でありま

す。

10款3項1目学校管理費の修繕料187万2,000円は、天王中学校屋根、天王南中学校ホール屋根及び剣道場屋根、羽城中学校武道館屋根の修繕が主なものであります。

同じく委託料22万2,000円は、各中学校のトイレ清掃委託料であります。

同じく工事請負費105万2,000円は、天王南中学校の校地内通学路外灯設置工事3基分とトイレ改修工事費であります。

同じく備品購入費41万円は、羽城中学校の生徒用机椅子の購入費であります。

委員からは、天王南中学校の外灯設置に関連して他の学校からの新設の要望についての質問があり、当局からは今のところはないという回答がありました。

10款4項2目幼稚園費の賃金84万6,000円は、臨時教諭1人分の賃金であります。

10款5項1目学校給食費の賃金126万円の減は、正職員が保育所から学校に配置されたことによる臨時給食調理員1人の減によるものであります。

委員からは、保育園費の増額分と学校給食費の減額分の差額についての質問があり、当局からは学校と保育園との勤務日数の違いによるという回答がありました。

10款6項1目社会教育総務費の負担金補助及び交付金の66万円は、分館運営費補助金、子ども教室補助金、男鹿・潟上・南秋芸術文化振興大会補助金であります。

10款6項3目公民館費の修繕料26万1,000円は、飯田川公民館のトイレの修繕にかかわるものであります。

10款7項3目体育施設費の賃金28万円は、飯田川体育館と飯田川ふれあいスポーツ会館の臨時職員賃金の不足分であります。

同じく修繕料397万5,000円は、昭和体育館の照明と天井の修繕にかかわるものであります。

同じく委託料12万6,000円は、天王総合体育館の白アリ駆除委託料であります。

本案は慎重審議の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上申し述べて文教常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで文教常任委員会の報告を終わります。

以上をもちまして各常委員会の報告を終わります。

ただいま文教委員長より報告のありました議案第67号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（児玉春雄） 委員長、ご苦労さまでございます。

私からは、1点だけお伺い致します。

最近、スクールガードということは常にささやかれておる今現在ですが、10款1項2目のところで消耗品45万7,000円は、スクールガードボランティア750人分の腕章とあります。そしてその下の方にいきますと、委員からはスクールガードボランティアの合計850人と、これが多いか少ないかともあります。そこで、各学校でどのぐらいの人が現在活躍して、このボランティアとして頑張っているのか、その辺のところもしわかったら教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 7番。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） 3番児玉議員がお話したとおりの説明で、今各学校で何人どのぐらいが活躍しているかという具体的な数字は話しなかったと思うんです。ただ、要するに当初100人、当初予算で、それから今、今回が750人ということで850人の人員でスクールガードをやっていくと。今後は、若干ふえる可能性はあるであろうと、そういう話し合いのことでしたかと、委員会ではそういう話し合いでした。

○議長（藤原幸作） 3番、よろしいですか。

○3番（児玉春雄） はい。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） 委員長、お疲れ様です。

1つ確認ですが、小学校・中学校のトイレ清掃委託料ということで計上をされていますけれども、この議論の段階で、現在10校ある小・中学校のトイレの水洗化率といえますか、どのぐらい水洗が普及しているものなのか。あるいは、今後その潟上市の10の小学校・中学校に水洗トイレの普及、どういうふうに進めていくというふうな議論はありましたでしょうか。それちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 7番。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） トイレの水洗化が10校あるうちどれだけ普及しているかということの具体的な話し合いはしなかったと思います。委員会では。よろしいですか。委員会でないこととお話するわけにいきませんので。

○議長（藤原幸作） 17番よろしいですか。

○17番（中川光博） はい。

○議長（藤原幸作） 4番。

○4番（成田 進） スクールガードボランティア関連で1点だけお伺いをしたいと思います。

今850人が多いか少ないかといったような議論もなされたようでございますが、ここにスクールガードリーダー2名とあるわけですけれども、このスクールガードリーダーについては県の委嘱されたリーダーではないかと認識しておるわけですけれども、このリーダーがですね各学校ごとに、いわゆるボランティア、見守り隊が組織されて活動しておるわけですけれども、そういった組織を指導すると申しますか、いわゆる子供たちの安全・安心のためのいろいろな角度から指導がなされるものであろうと思うわけですけれども、このスクールガードリーダーの2名というものが多いか少ないのかですね、その辺のところを委員会で議論になったものかどうかですね、もしあったとすれば状況をお知らせいただきたいと思えます。

○議長（藤原幸作） 7番。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） 正直なところそのスクールガード2名のリーダーについての多いか少ないかという議論はありませんでした。ただ、警察OBの方2名ということは聞いております。

○議長（藤原幸作） 4番、よろしいですか。

○4番（成田 進） はい。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。21番。

○21番（堀井克見） 委員長、ご苦労さまでした。

今、委員長の報告の中にも、5ページでありますけれども、従来からと申しましうか旧昭和町時代からの行政の懸案でありました豊川小学校の改築がいよいよ設計委託料が計上されたということでありまして、いよいよスタートかなというふうな感を深めておるわけですが、委員長の報告の中でもるる審議の内容、審査の内容というものの報告があるわけでありましてけれども、今一度ですね学校の将来、あるいはまた地域全体の将来というものを考えた上で、二、三申し上げながらその点について審査されたのかどうか、もうちょっと掘り下げてご質問をさせていただきます。

今一つは、平成20年度、来年、再来年には複式学級に至るというふうな内容の報告がございます。さらに好転する兆しというのはなかなか見えなくて、いよいよその複式学級の中での学校運営が余儀なくされるといった場合において、おそらく概算でありますけれども10億円ぐらいは下らないだろうと、小学校を一つ改築するとすればですね。今、

潟上市全体の行財政の現況を見るときに、この複式学級というものの将来が確実に2年後に読めるものの学校に、その膨大な億単位の、10億単位のお金を投資をしていくという面の費用対効果云々についての議論はされなかったのか。

あわせて、今、時代の流れというのは学校の統廃合でありまして、それはまさに教育的な見地からです。ある程度小さいときから仲間を集ってですね、その中でいい意味での切磋琢磨をしていくということで、小規模校、あるいはまた複式学校というものは、むしろ時代の流れとともに消え去り、そして適正規模の学校が誕生していくと、これが古今東西の時代の流れではなかろうかなと私どもは認識をしております。そういう中で、一つは行財政全体から見ての費用対効果等の問題はどうか、あるいはまた複式学級等に考えられる教育上の見地から、はたして今ここで思いきったですね、踏み込みをせざるを得ない状況下にあるのかどうか。場合によってはですね、この内容におきますと当局からは学校に対して豊川コミュニティとかPTA等とよく相談をして、そういうこともお願いしておるといふふうに報告されてありますが、そのことも大事な要素の一つでありますけれども、私はむしろ旧天王地区、あるいはまた特に旧昭和地区、飯田川地区、全体を包含した形で今後の小・中学校、特に小学校の動向はどういうふうな推移をたどるのか、そういうふうなものをきちっとですね、計画を立ててビジョンを組むべきではなかろうかなというふうに思うわけであります。決して豊川小学校の改築に断固反対ということではありませんけれども、総合的なやっぱり判断を、この踏み込む前にですね、議会としても、また当局としても英断を迫られておるといふ場面だと思っておりますので、その点についておそらくかなりの議論をされたかと思っておりますので、どうぞひとつお尋ねをしたいと思います。でき得るならば小学校全体、特に昭和、飯田川地区との全体を包含した形での将来ビジョンというものがこの辺で必要ではなかろうかなというふうに思いますが、その点について審議・審査等ございましたらですね、できる限りのお答えをいただければありがたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 7番。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） まずはじめにですね、堀井議員にお答えしますけれども、先ほどの総額10億円というふうな、そういうまずお金の総額的なものの議論はありませんでした。要するにこの20年度に先ほど説明したとおり複式学級というものが、まず想定されると。20年度にね、そういうお話はしましたけれども、統合すればいいというものではないでしょうから、調査費なるものをやっぱり積んでこのたびの基本計画な

るものを出してきたということですから、そういう具体的な堀井さんの言うような潟上市全体の学校の将来ビジョンといたしますか、そういうものは話し合いはされませんでした。ただ、費用対効果なるどうなのかということは、これはまず地域のコミュニティという地域の方々といろいろなお話し合いをしながら、よりよい学校を建設していくという旨のお話でございましたので、今の段階でそれ以上の込み入った話は当委員会ではしなかったと私は記憶しております。

○議長（藤原幸作） 21番。

○21番（堀井克見） おそらく委員会に付託された予算の範囲の中で審査されると当然のことであります。私が冒頭に申し上げた10億円云々というのは、おそらく学校建設に総体的にかかるおおよその金額がそれぐらいだろうと。それは発展計画の中でも明示されておりますから、おそらくゆるぎないものだというふうに思います。委員長の報告で、またお答えでよくわかりました。ただ、将来を見据えたときに、複式学級だゆえに、あるいはまた児童数が少ないゆえに教育現場としての存続、あるいはまた将来ですね、ある程度予測できるのにそれを実行していくと、行政としてね。そうしたときに、将来の学校現場の存続そのものがですね、非常にやっぱり困難になるということも考えられるわけでありまして、将来はまさしく市庁舎の建設とかさまざまやっぱりそういうプロジェクトもめじろ押しにあるわけでありまして、そこらと総体的に判断されて、そしてまた特に昭和・飯田川の小学校の将来のビジョンというものをベースにしながらやっていくべきじゃなかろうかなということですね、決して反対ではないけれども今一考を要するんじゃないかなということまでひとつ問題提起とあわせて委員長にお尋ね致しました。答弁はいいませんが、私の発言も終わりたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 答弁は必要ありませんということでしたので、省略させていただきます。

ほかにありませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより各補正予算案を採決していきます。

これより議案第67号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について、議案第67号についての各常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、議案第68号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について、議案第69号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、潟上市総合発展計画基本構想（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決され

ました。

資料配布のため、暫時休憩します。

午前 11 時 36 分 休憩

午前 11 時 37 分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、再開致します。

【日程第 11、井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員の選挙について】

○議長（藤原幸作） 日程第11、井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員の選挙についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

選出方法について、お諮り致します。20番。

○20番（西村 武） 指名推選方法でひとつ要望致します。その指名方法につきましても、私は議長に一任したいと思います。

○議長（藤原幸作） ただいま20番から指名推選、議長一任のご発言がございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認め、議長より指名したいと思います。

井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員には鎌田 久さん、土肥茂宏さん、佐藤傳一郎さん、伊藤栄悦さん、以上の方を指名致します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました鎌田 久さん、土肥茂宏さん、佐藤傳一郎さん、伊藤栄悦さん、以上の方が井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員に当選されました。

【日程第 12、発議第 2 号、男女共同参画かたがみ宣言に関する決議について】

○議長（藤原幸作） 日程第12、発議第 2 号、男女共同参画かたがみ宣言に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。15番伊藤栄悦議員。15番。

○15番（伊藤栄悦） 発議第 2 号、男女共同参画かたがみ宣言に関する決議について、

提案説明を致します。

提案説明は決議案の朗読をもってかえさせていただきます。

男女共同参画かたがみ宣言に関する決議（案）

性別を超え、世代を超え、地域を超え、あなたらしさ、わたしらしさを尊重し、喜びも責任も分かちあい、ともに生きるまち、自らの意志とともに参画し、互いの個性が輝く心豊かなまち、すべての人がいきいきと暮らし、次世代を担う子どもたちの夢が広がるまち、潟上をめざして、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成18年6月23日。

以上のおりであります。議員各位のご賛同をお願いし、提案の説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これから発議第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第2号について、原案のとおり決定することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしでございますので、発議第2号は原案のとおり可決されました。

【日程第13、発議第3号、潟上市議会会派規程（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第13、発議第3号、潟上市議会会派規程（案）についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。5番澤井昭二郎議員。5番。

○5番（澤井昭二郎） 発議第3号、潟上市議会会派規程（案）について、提案理由を申し上げます。

会派の取り扱いにつきましては、本定例会の初日に議会運営委員会の報告の中で申し上げてきました。これまで7会派19名の議員より会派結成届けが提出され、議会の運営を効率的かつ円滑に進める上で会派制は必要であるという共通認識が大多数の議員にあ

ると判断し、議会運営委員会を5月23日、5月30日、6月12日、6月23日の4回、会派の代表者会議を6月19日に開催し、それぞれの会議の中で具体的な内容について調査し、協議して進めてまいりました。

会派が政策集団として今後成熟した議会、より資質の高い議会を目指すため、本日提案した次第であります。

以上、提案理由であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これから発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） この主なものについてはまず賛成致しますけれども、その第2条のところのあれですね。第5条の2のところ。代表者会議の議事は、会派に所属する議員が3人以上の会派の代表者の協議による決定を旨とする。ここのことについては、私自身は会派はみんな平等であるべきだと、そういうふうにはまず思うんですけれども、ここの考え方についてちょっと伺いしますが、3人以上の会派の代表者の会議、協議がね、まずいろいろ話し合ったら、最後は賛否両論取ると思うんですけれども、同数の場合どうするのかというふうなことも生じてくると思うんですよ。ですから、このことについてはどういうふうな考えなのか。

それから、私、各会派は人数はともかく、それぞれの考え方を尊重するという立場から、平等にやっていったらいいのかというふうなことで、最後の決定権はやはり全員が一つの議事に基いて全員で決定すると、全員が決定権を持つというふうなことの方がいいと思うんですけれども、お答え願います。

○議長（藤原幸作） 5番。

○5番（澤井昭二郎） 3人以上というのは、代表者会議でもいろいろ説明しましたけれども、一般的に人数にとらわれないで1人の人を認めようというところから、あえてこういうふうに3人をうたったという経緯も藤原さん、十分理解してもらいたいと思います。

それから、可否同数の決定はどうするかということですが、一般的には当然、議長がそのときにいますので、そういうところで決するものと私は判断しております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番、よろしいですか。11番。

○11番（藤原典男） まず、説明はわかりましたけれども、私はまた私なりの考え方が

ありますので。というのは、今、大きな国でも小さな国でも国同士の間というのは対等、平等なわけですよ。それで、町でも市でも大きな町もあれば小さな町もあるし、でもお互いに平等な立場なわけなんですよ。ですから、会派同士は平等にやると。最後の決定権は全員が投票して決めていくというふうな方法が私はよいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） ただいまの11番のご発言につきましては、そういう要望があったというふうなことで受け止めたいと思います。

2番。

○2番（戸田俊樹） ただいまの発議という形で男女共同参画かたがみ宣言と会派の規程についてあったわけですが、私はですね、きょうここへ来て初めてこれを見たわけで、男女共同参画については、言わんとすることはわからないわけではないわけですので、これは賛成しておきましょうと。

しかしながら、この会派の規程案について、潟上市が発足して早やもう1年4カ月にならんとしておりますが、昨年までは50数名の議員で合併特例でもって特例期間でこの2月の21日まで前職の方がおったわけですが、その後改選され、前に改選され、2月の22ですか3ですか、から私ども22人の議員になってですね、初議会で議長、副議長、各議会の人事が決まったわけですが、市民の方々が今の議会に対してどう思っているか。議長も就任の挨拶等ではですね、大変ご立派に開かれた議会、議会の活性化云々もお話しておりますけれども、この会派制については何ら私に対してこういうものやりたいと、やっていきたいという意見は一切ないままに5月の9日に議会運営委員会じゃなくて、この…、議会運営委員会ですか、で開催をして、会派制を設けると。ついては5月の12日の日付けで私どもに郵送されてきたわけですが、議長名で。あなたはまだ会派の届け出をしておらないので、この25日まで、17名が会派届けをしているけれども、25日まであなたも届けなさいと、こういうふうな文書がきたわけです。しかし私はですね、22名の議員であれば、みんなで話し合いをしながら議長提案なり議会運営委員長の提案等あってですね話し合いして、そういうものがされればいいですけども、その文書の文言そのものがですね非常にその威圧的な、市民から選ばれた我々議員の一人一人に対する文書の内容の文言が非常に適切ではなかったのではないかというふうに思うわけです。私も一市会議員として日々その任に当たろうと、負託にこたえようと一生懸命やっているわけですが、議会そのものが閉鎖的に各会派制でもってあっちへ

動いてこっちへ動いているような状況もなきにしもあらずだわけですので、この辺はです
ね、会派制を設けたという決定したとなればニュース等でも各ある市議会では会派制
がこのように決定したというふうに新聞等で報道あるんですけれども、そういうように
決定したといっているながら新聞報道もなく、現状は19名の会派届けで、議長は当然会派
に入らないと。これもまたおかしい話で、議長も1人会派なるのか、あと2人の議員が
会派を届けてないというふうな現実があるわけですので、この辺をどう見るのか。事前
にもっとですね情報等流すなり、いろいろすべきが先ではないかと。少数意見を抹殺し
て、これで民主主義だというふうな話にはならないだろうというふうに思うわけで、こ
こは議会運営委員長の見解といいますか、賛成者4人おりますけれども、議長の見解な
りをですねお伺いをしたいと。反対というわけではないですけれども、この経緯につい
て、やはりつまびらかにすべきではないかと。今、自民党でもですね、派閥政治をやめ
ようと、会派をやめようと、そういうふうな時代になっているのに、あえて拘束して何
人グループ、何人グループというふうにやっていくのはですね、いささか問題があるの
ではないかというふうに思うわけですので、何とぞご見解をお聞かせいただきたいと思
います。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

.....
午前11時56分 再開

○議長（藤原幸作） 再開致します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第3号について、原案のとおり決定することにしたいと思います。これにご異議
ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議がありますので、起立によって採決致します。

原案賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。よって、発議第3号は、原案のとおり決定しました。

お諮りします。皆様のお手元に配布致しました議員派遣の件について、日程に追加し、追加日程第14号として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 先般のですね社会厚生常任委員会において先進地研修をするんだというふうな話で、行けますか行けませんかというお話がありましてですね、補正予算案がまだ通ってないにもかかわらずそういうふうにして行けるか行けないかというふうなことはですね少しまだ早いということで、きょう予算通ったんですけれども、通ったらすぐですね、いついつどこそこ行くというふうな話なんです、こういうふうにしてその物事を進めていかざるを得ないのかという、これがこの潟上市の3月の定例議会で予算を組んでいないので6月に補正をしてるからこういうふうにしてもうせっぱ詰まってるから、旅行会社の兼ね合いもあるし、行く先、研修地の問題、相手方もあることですのでということでしょうが、少しですねやり方がもうとにかく内々でもうすべて決めていくと。じゃあこの先進地の先どこでしたか、どこに行くんでしたか我々。どこですか、我々。2つあるんだけど、これどっちに我々行くかどうかね。

○議長（藤原幸作） 2番、大変失礼ですが、発言中であります、この日程に対して追加することに異議があるかどうかということですので…。

○2番（戸田俊樹） そうすればこのね、こういうふうにくると、派遣をするというこの件は、何か条例とか何とかで、議会運営委員会とか何とかで決まってるんですか。派遣をするというか、こういう研修をする場合には必ずこういうふうな議会の承認を今取るということで上程するわけですか。その辺のバックボーンなるものちょっと教えてください。

○議長（藤原幸作） 2番の今のは、会議規則による事項でございますので、だから今のことについては、いわゆる日程に乗せるのに賛成か反対かというふうな今問いかけでございますので、宜しくお願いします。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

【追加日程第14、議員派遣の件について】

○議長（藤原幸作） それでは、追加日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。行政視察研修のため、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思

います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) ご異議なしと認め、さよう決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

これにて平成18年第2回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうもご苦労さまでした。

午後 0時00分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

平成 年 月 日

潟上市議会議長

〃 署名議員

〃 署名議員